

ぱんだ通信

From 辻守(つじまもる)司法書士事務所

辻守司法書士事務所から
お知らせや知って得する
法律情報をお伝えします！



2015年冬号 Vol.9



辻守事務所所長から皆さまへご挨拶

挨拶

■ニュースレター 第9号です。開業して10年経ちました。



気が付いたら、平成17年1月に開業してから丸々10年経っております。今年から11年目に突入です。金なし・コネなし・仕事なしでのスタートでしたが、「自営業で自由にやりたい」という気持ちと「人に感謝される仕事がしたい」という強い思いだけはありました。開業した当初は、借金問題で困っている方たちの相談を多く受けていましたが、次第に相続登記や相続放棄、遺産整理などの相続問題の相談の方が増えてきました。今まで1000件以上の相談業務を通じて時代の急激な変化や高齢化社会の影響を強く感じております。あれから10年、皆様に力をおかりしてなんとか事務所を続けてこられたことを感謝しております。これからも初心を忘れずにがんばっていきたくと思います。



教えて！辻先生！ テーマ：「相続税の改正について②」

Q&A

Q. 去年、父が亡くなりましたが、相続人同士の話合いがまとまっておりません。平成27年1月以降に遺産分割の協議が成立した場合、増税後の相続税が適用されるのでしょうか

A. 父が亡くなったのが平成26年中であれば、遺産分割の協議や相続税の申告が平成27年1月以降になったとしても**改正前**の相続税が適用されることになります。相続税が改正されることは知っていても具体的にいつの時点で適用されるのかわからない方もいらっしゃるのではないのでしょうか。判断に迷いやすいのは、次の3つの時点があげられます。

①被相続人の死亡時 ②遺産分割協議の成立時 ③相続税の申告時
改正後の相続税は平成27年1月1日午前零時以降に亡くなった人から対象になります。したがって、①の**被相続人の死亡時**ということになります。



相続無料相談会を開催します！！

1月31日(土) 2月1日(日)の2日間、当事務所にて相続**無料**相談会を開催いたします。**予約制**となっておりますのでお電話にてご予約ください。
※日程の都合がつかない場合は、別日程で対応させていただきます。



辻守司法書士事務所 スタッフ紹介

こんにちは、12月から入りました事務スタッフの安藤祐美(あんどうゆみ)と申します。専門的な知識も必要になるお仕事で、右往左往しながらも楽しく勉強させていただいています。早く皆さまのお役に立ちたいと急ぐ気持ちもありますが、『焦らず確実に』を心がけて参りますので、よろしく願いいたします。笑顔でお迎えいたしますので事務所にお越しの際にはどうぞお気軽にお声掛け下さい！



ちょっと、ひとこと



今年は元旦、2日と朝から雪が降っており、寒い年明けとなりました。寒さは厳しくやや吹雪いているほどの雪でしたが、お天気は良く、2日の早朝は、吹雪の中を朝日が昇る珍しい光景が見られました。真っ赤な朝焼けの中を白い小さな雪の粒が次々と横切ってゆく景色は幻想的で美しく、縁起良くさえ見えたのは、お正月の最良目ではないはず。普段は大嫌いな朝の寒さも清々しく、きっと良いことがたくさんあるような、そんな気持ちになりました(担当：安藤)



辻守司法書士事務所

〒465-0048 名古屋市名東区藤見が丘56 グロリア藤見が丘30A
TEL 052-771-9192 FAX 052-771-9198
HP <http://www.mamoru-tsuji.com/>

無料法律相談受けダイヤル

0120-783-340

受付時間
9:00~18:00



当事務所の法律相談は**初回無料**です！